

○津軽広域連合職員等の旅費に関する条例

(平成10年 3月25日条例第19号)

改正 平成13年 3月24日条例第2号
平成14年 3月26日条例第3号
平成16年 3月30日条例第1号
平成19年11月29日条例第3号
令和元年11月22日条例第2号
令和 8年 2月18日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する津軽広域連合職員等に対し支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務公署（常時勤務する公署がない場合又は広域連合長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。
- (5) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、広域連合と旅行役務提供契約（旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族が、その死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、旅行命令書の様式その他の旅行命令に関して必要な事

項は、規則で定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

4 前3項に定めるもののほか、旅行命令の変更の手続きその他の旅行命令の変更に関して必要な事項は、規則で定める。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第22条までの規定に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(年度経過等による区分)

第7条 移動中における年度の経過等のため第9条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(旅費の精算等)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）は、旅行者からその実費額（概算払に係る旅費にあっては、概算額）を証明するに足る資料の提出があった場合に支給する。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった旅行者は、その資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行が完了した後、所定の期間内に当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

3 広域連合長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 広域連合長は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に

係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

- 5 旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを広域連合長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった旅行役務提供者は、その請求に係る旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支払を受けることができない。
- 6 第1項及び前項に規定する必要な資料の種類、第2項及び第3項に規定する期間、第4項に規定する給与の種類並びに前項に規定する請求書その他の必要な事項は規則で定める。

(旅費の種類)

第9条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費とする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別職の職員 運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級（等級が3以上に区分された鉄道（規則で定める鉄道を除く。）により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額
- (2) 一般職の職員 内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる

運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別職の職員 運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶(規則で定める船舶を除く。)により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額
- (2) 一般職の職員 内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額
(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別職の職員 運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最上級(等級が3以上に区分された航空機(規則で定める航空機を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額
- (2) 一般職の職員 次に規定する額
 - ア イ及びウ以外の場合 運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額
 - イ 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として規則で定めるもの(ウにおいて「特定航空移動」という。)をするとき(ウに掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額
 - ウ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号ただし書の路程は、全行程を通算して計算するものとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までに規定する交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 勤務公署の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しないものとする。

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第22条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第23条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 広域連合長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第25条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第27条 旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項の規定によるほか、旅行者の旅行の実情に応じて、この条例の規定により支給される旅費の一部を支給しないことができる。

3 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認められる場合には、広域連合長が定める旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第28条 広域連合長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、広域連合長は、前項に規定にする返納に代えて、広域連合長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

（帰郷旅費）

第29条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当し帰郷する場合においては、現に必要とする旅費を支給する。

（証人等の旅費）

第30条 職員又は職員以外の者が、広域連合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、参考人、通訳等として旅行した場合においては、各機関の長が広域連合長と協議して定めた額の旅費を支給する。

2 職員以外の者による前項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行依頼によって行われなければならない。

3 前項の規定による旅行依頼については、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。）が公務のために旅行したときは、その費用を弁償し、その額及び支給方法は、第3条から第24条までの規定を準用する。

(委任)

第32条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月26日条例第3号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月22日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中津軽広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第4条の改正規定（「6月」を「6か月」に改める部分に限る。）及び第5条第1項の改正規定、第5条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第2条の2、第17条及び第18条の改正規定、第7条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第8条、第9条第1項及び第3項から第5項まで、第10条並びに第12条の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必

要な事項は、規則で定める。

第17条第3項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第17条の2第3項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。

附 則（令和8年2月18日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び第2条の規定による改正後の津軽広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定（改正後の旅費条例第3条第2項の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行（施行日前に既に第2条の規定による改正前の津軽広域連合職員等の旅費に関する条例及びこれに基づく規則の規定による旅行命令又は旅行依頼（以下「改正前の旅行命令等」という。）が発せられている旅行を除く。）について適用し、施行日前に出発する旅行及び施行日以後に出発する旅行であって施行日前に既に改正前の旅行命令等が発せられているものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に出発する旅行であって施行日前に既に改正前の旅行命令等が発せられているもの又は施行日前に出発する旅行であってその完了の日が施行日以後となるものについて、施行日以後に改正後の旅費条例の規定により当該改正前の旅行命令等の変更がなされたときは、当該変更の日以後の期間に対応する分について改正後の旅費条例の規定を適用することができる。
- 4 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の旅費条例第28条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。